

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月13日（金）午後1時58分から午後2時42分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（19人）

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笹岡健一
矢鉾次義
湯野和也
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
宮本光次郎
上原誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
松田林一
湯治裕子

4. 欠席委員 なし

5. 出席推進委員（24人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中面千代志
井戸繁夫
益田知明
岡崎健治
川上貴博
西田ちみ子
有村敏之
高木淳
杉本秀雄
瀬本浩和

杉山秀治
槌田浩二
久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
今村初幸
金水光
宮山卓也

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|-------------------------|
| 第1 | 議案第62号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第63号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第64号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第65号 | 農地中間管理機構による農用地の買入協議について |
| 第5 | 議案第66号 | 非農地証明願について |
| 第6 | 議案第67号 | 令和8年度最適化活動の目標の設定等について |

7. 農業委員会事務局職員

| | | |
|----|----|-----|
| 局長 | 柿本 | 光明 |
| 係長 | 井上 | 真由美 |
| 主幹 | 小山 | 貴晴 |
| 参事 | 橋本 | 周斉 |

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。ご発言につきましては、会場の中央に設置しております演台の場所にて発言していただきます。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。

それでは、ただいまから2月の総会を開会したいと思います。本日欠席の委員はありません。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。

それでは、3月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。8番 木村秀子委員、9番 湯治裕子委員をお願いいたします。

それでは議事に入りますが、今月は、法の性質上、先に審議しなければならない

議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願ひします。まず、議案第63号 農地法第4条による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、1番及び2番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、高田。

農業委員

高田校区の湯野です。本日は、山崎委員が欠席のため、代わりに私が説明します。申請番号1番について、3月5日、山崎委員と現地確認しました。場所は国道3号線を〇〇〇方面に進み、△△△△△のところを右折して、700から800メートルくらいの場所にあります。父の代に建てられた古い農舎でそれを建て替えた時にその一部が農地のままであったことが分かり、申請されたものです。周囲は農地であり、日照等の影響は問題ないものと考えます。ただし、無断転用となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

2番、坂本。

推進委員

坂本地区担当の杉山です。申請番号2番について説明いたします。3月9日、宮本農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、坂本町〇〇地区△△△△△より、市道を約□□□メートルほど登った集落の中にあり、所有する住宅に隣接しています。申請人は、永年無断転用とは知らずに、駐車場、井戸、植栽として利用されており、申請地が転用許可を受けていないことが判明、今回の申請になりました。なお、追認許可を得るために始末書が添付されております。周辺への影響はないものと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆様から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから5ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が2件の合計の7件です。農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。

1番の案件ですが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されます。転用者は電気工事業などを営む法人で、昭和日本進町の田及び畑の一部に令和5年3月20日付けの転用許可に基づき、営農型太陽光発電設備を設置し、3年間の一時転用期間の満了に伴い、さらに3年間の一時転用の更新を行うものです。土地利用計画の内容は、引き続き、下部の農地でサカキを栽培し、上部にて、太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。また、設備の内容は、支柱の高さ2.4メートルから3.4メートルで、太陽光パネル583枚、パネル出力107.855キロワット、遮光率は64パーセントであり、パネルの直下面積は約716平方メートルです。また、知見者からの意見書において、本事案に関して、適切な管理により、生育も良く、収穫物の品質も良い、今後も順調に生育が進めば、さらに生産量は増え、ソーラーシェアリングにおけるサカキ栽培は、極めて適切であると意見がなされています。よって、これらの状況を総合的に勘案し、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインに係る農林水産省通知に基づく要件を満たし、営農の適切な継続が見込まれると判断され、一時転用許可は可能と判断しました。

なお、4番及び5番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、昭和。

推進委員

昭和の齊藤です。申請番号1番について、説明いたします。先日、松田委員と現地確認を行いました。受け人は、主に〇〇〇〇業を行う法人で、令和2年3月より申請地を借りて、3年間一時転用して、営農型太陽光発電設備を設置していました。今回、渡し人との合意により、そのまま更新することになり、引き続き申請地を営農型太陽光発電設備として利用したいとの事です。なお、渡し人は、高齢化に伴い離農されております。周辺の農地には影響ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

2番、八千把。

推進委員

八千把区担当の中田です。申請番号2番と3番について説明します。2番、申請地は、〇〇〇町の△△△△△△△△△△△△△△店の西側に当たり、現況、畑として利用されている農地で、ここを駐車場及びドッグラン用地として整備したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

3番、申請地は□□□町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇〇の東側に当たり、現況、造成済みの農地で、ここを6区画の宅地分譲地として販売したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議お願いします。

議長

4番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号4番について説明します。3月10日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、△△△△近くの□□□□□□□□東側に位置します。転用の目的は、物流センターの増築に伴い、既存の駐車場を取り壊すため、早急に従業員駐車場を造る必要があるため、今回の申請に至りました。なお、無断転用でしたので、始末書が添付されています。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

5番、高田。

農業委員

高田地区の湯野です。申請番号5番、山崎委員と確認に参りました。場所は、国道3号線を〇〇〇方面へ進み、△△△△△交差点から右折して、□□□□の正門前から〇〇〇方面へ50メートルぐらい進んだところが現地でございます。ここは、前所有者から相続により3名で取得した土地ですが、前所有者が埋め立てて利用していた土地と思われます。転用者は駐車場として利用したいということですが、無断転用になっております。周囲の環境は住宅、アパート等が周りに建っていて、影響はないと考えられます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長

6番、坂本。

推進委員

坂本地区担当の杉山です。申請番号6番について、説明します。3月10日、宮本農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、坂本町△△△地区の国道219号、□□□方面の分岐点より約〇〇〇メートルほど登った球磨川左岸沿いの集落の中にあります。申請人は、令和2年7月の豪雨災害で被災して、居住できなくなり、現在、仮設住宅に住んでおられます。国による嵩上げ工事も完了し、個人住宅を建築する予定ですが、所有地のみでは住宅敷地の確保が難しいため、隣接する申請地を敷地として購入し、個人住宅を建築したいと、今回の申請に至りました。周辺の地域への影響はなく、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

7番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の村田です。申請番号7番について説明します。申請地は、県道八代鏡宇土線〇側、△△△△△△△△に隣接する場所にあります。先日、現地と譲渡人宅を訪問して、話を伺って参りました。譲渡人と譲受人は親子であり、現地は交通量も極めて少なく、閑静な住宅地ともいえる住みやすい環境になっており、現在の住居が手狭になったこともあり、実家の近くである申請地に個人住宅を建築したいとのことでした。周りには耕作地も少なく、日照等の問題はないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月は、賃貸借による権利の設定が1件、売買による取得が4件、区分地上権の許可申請が1件ありました。

最初に2番から6番の賃貸借による権利の設定及び所有権移転についてご説明します。地目は、田 14,893.483平方メートル、畑 468.914平方メートル、計 15,362.397平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、1番の区分地上権の設定についてご説明します。地目は、田 1,067平方メートルです。畑 218平方メートル、計 1,285平方メートルです。

内容につきましては、先ほど、ご審議いただきました、営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分に区分地上権設定の許可を申請するものです。今回の案件のように太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、太陽光発電設備の設置者は農地の空中部分を利用することから農地法第3条第1項の許可を受けることが必要です。なお、農地法第3条第2項ただし書きにより、農地法第3条第2項各号に列記されている全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たす必要がない案件になります。それでは、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員から説明をお願いいたします。

1番、昭和。

推進委員

昭和の齊藤です。申請番号1番、2番について説明いたします。1番は、先ほど5条のところでお話ししましたが、営業型太陽光発電の地上権の設置申請になります。渡し人の要望により、令和2年より申請、令和5年に更新されております。設置後に周りの農地への影響、苦情など聞こえていませんので、よろしいかと思えます。続いて2番について説明いたします。こちらも令和2年より申請、更新されており、その間も下部の農地でのサカキ栽培は適切に管理されており、問題はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

3番、鏡。

| | |
|------|--|
| 農業委員 | 鏡地区担当の吉永です。申請番号3番についてご説明します。3月8日、本田会長と現地確認しました。譲渡人非農家です。申請地は、譲受人が40年近く作付けされている農地で、譲渡人の要望で今回申請となりました。譲受人はトマト農家で後継者もあり、意欲的に営農に取り組んでおられます。何ら問題ないと考えます。 |
| | 申請番号4番についてご説明します。2月16日、本田会長と現地確認及び聞き取りを行いました。譲渡人は、県外在住で親から相続した農地を譲受人にとたつての申し出でした。譲受人は規模拡大を考えておられ、今回の申請となりました。3番、4番ともにご審議お願いします。 |
| 議長 | 5番、東陽。 |
| 推進委員 | 東陽地区担当の宮山です。申請番号5番について説明します。3月5日、黒田農業委員と現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇〇を50メートルほど先に進んで左折し、道なりに1キロメートル行ったところの右手にあります。今回の申請は、渡し人が高齢のため農業をしないというものです。受け人は、親子で精力的に農業をしており、規模拡大をして、また更に頑張りたいということです。地元としても何ら問題ないと考えています。ご審議方よろしくお願いします。 |
| 議長 | 6番、泉。 |
| 農業委員 | 泉の松田です。今回も岩村委員が欠席のため、私が説明します。この案件につきましては岩村委員が、現地を確認しております。譲渡人は、県外在住で譲受人は山都町に住んでおられ、週2回ほど畑の手入れに来るということをございまして、地元委員としては、周りの茶畑が荒れる中、このような事例は、とても喜んでいるところです。何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願いします。 |
| 議長 | 以上の案件につきまして、皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか (質問、意見なし) |
| | 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) |
| | 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。 |
| | 次に、議案第65号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第65号 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による農地中間管理機構への買入協議の要請を議案書6ページのとおり付議いたします。 |
| | 今回、議案書記載の所有者から2月25日に所有権移転のあっせん申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、当該農用地の所有者に通知をするよう要請をするものです。買入協議制度における市長への買入協議の要請 |

は、農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申し出があった場合は、認定農業者等の農地を利用集積するため、一旦熊本県農業公社が買い入れることを必要と認め、市長から所有者と県農業公社で、買入について協議をしてくださいということを知りたくて、この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入協議が成立しますと、所有者は、1,500万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることとなります。

なお、1番の案件につきましては、地元の農地利用最適化推進委員より申し出者が本日お亡くなりになられた旨の連絡がありましたので、要請をしないことになることもありますことを、申し添えいたします。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、可決されました。八代市長に買入協議の要請をいたします。

議案第66号 非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第66号 農地証明願について、議案書7ページのとおり付議いたします。今月の申請は2件で、その内容は、議案書記載のとおりです。申請地全てにおいて、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑、一部は切替畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、1番の宮地地区については、3月4日に、2番の泉地区については、2月25日に各農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番宮地。

農業委員

宮地・代陽・太田郷地区担当の有馬です。本日は、澤野委員が欠席のため、代わりに説明します。3月4日に澤野最適化推進委員、事務局職員2名と私の合計4名で現地調査を行いました。現地は、雑木が繁茂しており、いわゆる山林の様相を呈していました。農地への復元は、かなり困難であると判断いたしました。非農地としても何ら問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

2番、泉

農業委員

泉の松田です。先ほど事務局から説明がありましたとおり、2月25日に申請人、事務局職員と現状調査しました結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地として何ら問題はないかと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

それでは次に、議案第67号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第67号 令和8年度 最適化活動の目標の設定等について、本日配布の議案書に基づき、内容を説明いたします。お手元の左上ホッチキス留め、議案第67号と書かれた3枚ものの用紙になります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、「農地の集積・集約化」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。令和4年2月2日付け、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、最適化活動の目標の設定や推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方が示され、令和4年度から、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、都道府県農業委員会ネットワーク機構、本県におきましては一般社団法人熊本県農業会議の確認を受けた上で公表し、都道府県知事に報告することとなっております。

昨年3月21日開催の総会におきまして、令和7年度最適化活動の目標の設定等について審議し、承認された後、項目ごとの目標の達成に向けて、最適化活動を行っておりますが、本日は八代市農業委員会の翌年度の令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について、委員の皆さんにお諮りするものです。

それでは、1ページをご覧ください。まず、区分Ⅰ、農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)の中段2、農家・農地等の概要の各項目の数値は、直近の2020年農林業センサスや耕地及び作付面積統計、また本市が保有又は県に報告している数値などを用いて記入しております。なお、直近2025年に農林業センサスが実施されておりますが、まだ詳細データが公表されておきませんので、2020年農林業センサスの結果をもとに記載しております。本目標が来月末の公表までの間に公表された場合は、その数値に変更させ、当該数値をもとに計算するデータは修正させていただきます。

2ページをお願いします。次に、区分Ⅱ、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標(1)農地の集積 ①現状及び課題欄の これまでの集積面積(B) の数値は、本市が県に報告している令和7年3月末時点の、認定農業者や認定新規就農

者などへの集積面積を記入しており、集積は、78.1%となります。この集積面積については、直近令和8年3月末時点の数値が現在、市農政担当部局で集計中であるため、昨年度末の数値を用いております。これも同じく、管内農地面積に係る2025農林業センサデータの公表や市農政担当部局の集積面積集計が4月中になされた場合は、数値が変動しますので、修正いたします。1つ下の②目標欄の「農地の集積の目標年度及び集積率」の設定については、熊本県が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」並びに、一昨年3月に見直しを行った本市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で設定している農地の利用集積に関する目標を、昨年度までと同様に本年度の目標とし、また、今年度末の集積率(目標)78.6%は、令和8年度から目標年度の令和11年度までの4年間で、目標集積率80%とするためには、現在の集積率78.1%から1.9%上昇させる必要があり、平均した上昇率を確保していくことが、目標達成に向けて無理がない取り組みであると考え、毎年度に0.5%集積率を向上させていく計算とし、8年度末の目標集積率を78.6%に設定しています。

次の項目(2)遊休農地の解消①現状及び課題の現状欄の直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況の数値は、昨年9月から10月にかけて、委員の皆さんが調査されました利用状況調査を基に集計した面積を記入しております。続いて②目標欄の「ア、既存遊休農地の解消」a緑区分の遊休農地の解消の下段「緑区分の遊休農地の解消目標面積」の数値については、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間で解消することとし、毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するとされていることから、14haの5分の1の2.8haとしています。続いて最下段の「イ新規発生遊休農地の解消」の目標設定については、前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地を、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するとされていることから、令和7年度の利用状況調査において新たに判明した緑区分の遊休農地5.0を解消目標面積として設定しております。

3ページをお願いします。次の項目(3)新規参入の促進①現状及び課題欄の「令和5年度・令和6年度・令和7年度新規参入者」の数値は、本市が保有し、県などに報告している数値を記入しています。続いて1つ下の②目標欄の上段「権利移動面積」は、毎年度農業委員会事務局で集計し、県に報告している「農業委員会実態調査表」の数値から、農地法第3条第1項の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定又は移転が行われた面積を記入しています。また、下段の目標面積につきましては、過去3カ年度の権利移動面積の平均27.9haの1割の2.7.9haを設定しています。

次に移ります。続いては2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の「1人当たりの活動日数」は、「令和7年度最適化活動の目標の設定」と同じく、8日以上として設定し、最適化活動を行う委員は、中立委員を除く全ての委員としています。ちなみに、令和7年度の1人当たりの月平均活動日数は一昨年の5.4日から伸びて7.6日なっていました。

次の項目(2)活動強化月間の設定目標については、農業委員会は毎年度、「利用状況調査」とは別に、活動強化月間として3月以上、年間3回以上を設定することを目標とするとガイドラインで示されているため、活動強化月間の設定回数を3回とし、強化月間の具体的な取組時期・内容としては、令和8年11月に農地パトロールによる遊休農地の発見・解消活動などに取り組む「遊休農地解消活動月間」の他、7月及び2月に目標地区、地域計画変更手続きと連動する活動として「農地情報収集・農地利用集積月間」を設定しております。この活動強化月間は、最適化活動を行う全ての委員が一斉に強力に推進する取り組みとなります。

議長

次の項目（3）新規参入相談会への参加目標 については、都道府県や市町村等が実施する新規参入相談会に、農業委員・推進委員が1名以上参加することを目標として設定することとなっているため、令和8年度は熊本県農業公社が主催する「新規就農セミナー」への参加について記載しています。

以上で、令和8年度 最適化活動の目標の設定等(案)についての説明を終わりますが、来年度はこの最適化活動の目標に基づいて1年間、活動を行っていくこととなります。現在、各委員の毎月の活動内容を活動記録簿に記入し、提出して頂いておりますが、引き続き、各委員の日々の活動は、必ず活動記録簿に記入していただき、提出期限内に事務局までご提出頂きますようよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

以上の案件につきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんから何か質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとします。

本日予定の議案がすべて終了いたしました。今月は、許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので報告します。これを持ちまして、3月の八代市農業委員会総会を閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和8年3月13日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員